

(別記第2号様式 道民意見提出手続の意見募集結果)

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する
条例施行規則の一部改正（素案）についての意見募集結果

2022年 5月 2日

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する
条例施行規則の一部改正（素案）について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見
を募集したところ、4団体から、延べ13件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

	意見の概要	意見に対する道の考え方※
企業立地の促進	道内の働き手不足、DXの導入など省力化・無人化の推進に伴い、雇用創出効果から付加価値の高い企業や業種の誘致へとシフトすべき。雇用要件の緩和の検討が必要。	条例で定める経済活性化、雇用機会の創出といった目的を踏まえつつ、本道の人口減少、人手不足への対応に向けて、今回、雇用要件の一部を緩和する方向で検討しています。 B
	「感染症対策」や「デジタルトランスフォーメーション」などパラダイムシフトが生まれており、企業誘致案件、投資額も多様化しているので、投資金額の下限値や雇用条件の撤廃を検討してほしい。	条例で定める経済活性化、雇用機会の創出といった目的を踏まえつつ、本道の人口減少、人手不足への対応に向けて、今回、雇用要件の一部を緩和する方向で検討しています。 いただいたご意見については今後の施策の検討の参考とさせていただきます。 C
	「環境配慮型データセンター」や「植物工場」等の要件に再生可能エネルギー使用比率やCO ₂ 削減量などを追加してほしい。	いただいたご意見については、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。 C
	水素やアンモニアなど新たなエネルギーキャリアの製造、貯蔵、運搬に係る業種についても対象となるよう検討してほしい。	新たなエネルギーキャリアの製造を行う工場、設備等については、現行制度の「製造業」で対象となっているところです。 B
	新エネルギー供給業の増設の対象化については採用してほしい。	増設を対象とする方向で検討しています。 B
	「新エネルギー供給業」に発電事業者のみならず電気供給等を行う事業者の追加を検討してほしい。	いただいたご意見については、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。 C
	再生可能エネルギーの発電所については、国の制度を活用する場合に、道として上乗せ加算するなどの措置を検討してほしい。	本制度の企業立地補助金は国の補助制度との併用が認められていません。いただいたご意見については今後の施策の検討の参考とさせていただきます。 C
	物流業やデータセンター事業において、第三者が建設した建物にテナントとして入居する形態の取扱いについても補助対象とするように検討してほしい。	国内外において投資形態は多様化しており、今回、そうした形態の立地への対応に向けて、施設設置者と操業者が異なる形態の賃貸型の高度物流事業を補助対象とする方向で検討しています（要領改正）。

		B
	物流業の設備に、次世代配送車両（次世代燃料の導入等）を含めることを検討してほしい。	本制度は、工場や設備を対象とした制度となっています。いただいたご意見については今後の施策の検討の参考とさせていただきます。 C
	本社機能移転の設備投資補助については採用してほしい。	設備投資補助を追加する方向で検討しています。 B
	意見の概要	意見に対する道の考え方※
中小企業の競争力の強化	国の補助金において、小規模事業者は 2/3 の補助率となっており、同じように北海道においても小規模事業者に対する補助率の緩和（2/3 への引き上げ）を検討してほしい。	補助率については、これまでの企業の活用状況や道及び他都府県の補助制度の実態を踏まえ設定したものです。 いただいたご意見については今後の施策の検討の参考とさせていただきます。 C
	「市場対応型製品開発支援事業」の一般分野、特定産業分野、共同研究開発分野における補助率・限度額を引き上げてほしい。 特定産業分野へ「金属製品製造業、木工製品製造業」を追加してほしい。	補助率や特定産業分野等については、これまでの企業の活用状況や道及び他都府県の補助制度の実態を踏まえ設定したものです。 いただいたご意見については今後の施策の検討の参考とさせていただきます。 C
	事業内容に「ゼロカーボン」「DX」、対象経費に「オンライン展示会」「PR 動画の作成」、オンラインによるコンサルタント」等が追加されたことは、気候変動への積極的な取組やウィズコロナ時代を踏まえた適切な対応である。	いただいたご意見については今後の施策の検討の参考とさせていただきます。 C

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

<p>問い合わせ先</p> <p>経済部産業振興課（産業企画係）</p> <p>電話 0 1 1 - 2 0 4 - 5 3 1 1</p> <p>内線 2 6 - 8 0 9</p>
--